

議案第 123 号 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の
設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 123 号「大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

2 ページをご覧ください。

改正箇所は 1 点でございます。

下水道事業における計画処理人口の改正であります。

改正理由としましては、大津市公共下水道事業計画の変更に伴い、条例で規
定する計画処理人口を改めるものでございます。

改正内容としましては、令和 10 年度を目標年度とした計画処理人口
「325,400 人」から令和 14 年度を目標年度とした計画処理人口「333,400 人」
に変更するものでございます。

施行日は、公布日といたします。

3 ページをご覧ください。

事業計画の変更概要についてであります。事業期間を令和 10 年度から令
和 14 年度に延伸しております。また、国立社会保障・人口問題研究所による
将来推計人口を反映し、令和 14 年度を目標年度とした計画処理人口へ見直し
を行っております。

そのほか、予定処理区域の変更等を行っております。

4 ページをご覧ください。

計画処理人口の見直しについて説明いたします。

計画処理人口については、事業計画において定めた予定処理区域内の人口で
あり、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口から算定しております。

グラフについて、赤線が新計画の計画処理人口の計画値、青線が旧計画の計
画処理人口の計画値となります。

計画処理人口の減少傾向について、旧計画よりも新計画が緩やかになってい
るため、計画処理人口の見直しをしております。

5 ページをご覧ください。

予定処理区域の変更箇所について、主な変更箇所として 3 箇所の位置図を表
示しております。

6 ページをご覧ください。

参考としての新旧対照表となります。

以上で説明を終わります。